

◆ 皆さんの自慢の産品を伊賀ブランドに

伊賀ブランド「IGAMONO」認定をめざしませんか

【問い合わせ】 商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9628



伊賀の風土と暮らしが育み、伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な伊賀産品と、その生産または製造などに携わる事業者などを伊賀ブランド「IGAMONO」として認定し、販路の拡大をめざします。

皆さん自慢の産品の申請をお待ちしています。

【認定対象】

原則として伊賀地域で生産・製造・加工された産品（一次産品・加工品・工芸品）とその事業者など

※一次産品については個人事業者は申請できません。

【申請資格】

- ① 農業・林業・漁業または製造業やサービス業を営む事業者など（個人・法人・団体）で、原則として伊賀地域に主たる事業所があること
- ② 伊賀市などが賦課徴収する住民税などに滞納がないこと

③ 生産・製造・加工・販売などについて、法令などの規定に違反していないこと

④ 責任者や責任の所在が明確で、第三者からの苦情・要望などに対する処理体制が確立されていること

【申請方法】 「伊賀ブランド認定申請の手引」をよく読み、申請書類に必要事項を記入の上、関係書類を添えて郵送または持参で提出してください。

※申請は1事業者2品目までとします。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【審査方法】 書類審査・プレゼンテーション審査

※認定委員会が認定基準に照らして審査します。

【申請期限】 7月29日（金）午後5時 ※必着

【申請先・問い合わせ】 〒518-0873

伊賀市上野丸之内500番地 ハイピア伊賀2階
伊賀市産業振興部商工労働課

◆ ルール違反をしたごみは収集できません

集積場でのごみ出しルール

【問い合わせ】 廃棄物対策課

☎ 20-1050 FAX 20-2575

集積場は家庭のごみを出すことができる場所です。45ℓ袋に入らない大きなごみは「粗大ごみ」として有料での収集や持ち込みになります。

※店舗や会社などのごみは集積場に出せません。

◆ 決められた時間までに出しましょう

- 収集日と時間は、各地区の「資源・ごみ収集カレンダー（青山地区は青山ごみ収集日程表）」でご確認ください。
- ごみの種類や量などにより収集時間が前後しますが、必ずごみを出す時間を守ってください。

◆ 決められた場所に出しましょう

- 各自治会（集合住宅の場合は管理者）によって決められた集積場に出してください。
- 集積場によって、独自のごみ出しルールを決めている場合があります。詳しくは自治会や住宅管理者などへお問い合わせください。

◆ 決められたものを出しましょう

ごみの分別方法は、各地区の「資源・ごみ収集カレンダー（青山地区は青山ごみ収集日程表）」や「資源・ごみ分別ガイドブック」でよく確認してください。

◆ 決められた方法で出しましょう

- 可燃ごみは伊賀市指定ごみ袋（青山地区は青山区域

指定ごみ袋）で出してください。

○ 袋出しの資源ごみは、45ℓ以下の中身が確認できる透明か白色半透明（青山地区は透明か黒色以外の半透明）のごみ袋で出してください。

○ ごみ袋の口は必ずしばって出してください。（ガムテープなどで止めて出さないでください。）

◎ ルール違反をしたごみには警告シールを貼り、収集しません

再度分別をして次回の収集日に出し直すか、市の処理施設へ直接搬入するなど、ごみを出した人が各集積場管理者で責任を持って対応してください。

【集積場収集・処理に関する問い合わせ】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》

○ さくらリサイクルセンター

（収集部門） ☎ 20-9170

（処理部門） ☎ 20-9272

○ 伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所振興課

《青山支所管内》

○ 伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120

○ 青山支所振興課

◆ 国民年金保険料の免除制度をご存じですか

国民年金のはなし

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151

① 保険料免除制度・納付猶予制度

保険料を納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」をご利用ください。

※ 7月1日から、納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大します。

【対象期間】 7月～平成29年6月分

② 学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例」があります。

【対象者】

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校（就業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【対象期間】 4月～平成29年3月

※①②とも、申請は原則として毎年必要です。

※ 2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。その期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、すみやかに申請してください。

《免除された期間の保険料と年金はどうなるの?》

保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、すでに老齢基礎年金を受けている人は追納することができません。

保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

詳しくは、お問い合わせください。

【申請先・問い合わせ】

- 保険年金課
 - 各支所住民福祉課
 - 津年金事務所
- ☎ 059-228-9112

パブリックコメント(ご意見)募集

定住自立圏の形成に関する協定書(案) 【笠置町・南山城村】



市では、京都府笠置町・南山城村との定住自立圏構想の実現に向けて、連携する取り組みなどを記載した協定を締結することから、協定書(案)の内容についてパブリックコメントを募集します。

定住自立圏構想とは、「中心市」の都市機能と「近隣自治体」の魅力を活用して相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域に暮らす全ての住民が幸せを実感できる地域にするとともに、地方圏への定住を促進するための政策です。

【募集内容】

- 定住自立圏の形成に関する協定書(案)【笠置町】に対するご意見
- 定住自立圏の形成に関する協定書(案)【南山城村】に対するご意見

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501
伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市企画振興部総合政策課

に対するご意見

【閲覧場所】 ①市ホームページ ②総合政策課 ③各支所振興課 ④各地区市民センター

【提出方法】 住所・氏名・電話番号・件名を記入し、ご意見(「該当箇所」とそれに対する「意見内容」)を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※提出いただいたご意見は、協定締結に向けた参考資料とし、後日とりまとめの上、市ホームページ・総合政策課・各支所振興課で公表します。

※個別の回答は行いません。

※いただいたご意見・ご提案は返却しません。

【提出期限】 8月1日(月) 午後5時15分 ※必着

☎ 22-9620 FAX 22-9672

✉ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課でも受け付けます。

